

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和6年7月28日 13時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市大宮川河口西南西方沖（琵琶湖南部） 大宮川三等三角点から真方位214°410m付近 （概位 北緯35°03.8′ 東経135°53.0′）
事故の概要	水上オートバイ ^{エーライン} A-LINEⅣが急減速した際、船長が船体で足を打って負傷した。
事故調査の経過	令和6年9月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ A-LINEⅣ、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	252-27746 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、共に救命胴衣を着用して大津市所在のマリーナを出発し、同マリーナの南東方沖を南東進していた。 船長は、体感で約70～80km/hの速力（対地速力、以下同じ。）に増速し、本船が波高約0.5mの波を乗り越えて船体が動揺した際、スロットルレバーから指が離れて急減速した本船の船体で右足を打った後、船長の体をつかんでいた同乗者と共に落水した。 本船は、緊急エンジン停止スイッチが作動して機関が停止した。 船長は、右足が痛くて泳ぐことができなかったため、同乗者へ本船に上がって付近で遊走している水上オートバイ仲間に救助を求めるよう依頼した。 船長及び同乗者は、仲間の水上オートバイに救助されてマリーナに戻り、仲間の1人が119番通報して来援した救急車により病院に搬送された後、船長は右脛骨^{けい}高原骨折及び右腓骨^ひ頭骨折と診断され、同乗者は異常が認められなかった。 船長は、本事故の約1年前に特殊小型船舶操縦免許を取得し、水上オートバイの操船経験が約10回あった。 船長は、本事故当時、波が少し高いと感じていたが、この程度の波であれば、これまでの遊走時と同じように約70～80km/hの速力で遊走しても大丈夫と思っていた。

分析	本船は、波高約0.5mの波がある状況で南東進中、高速で波を乗り越えたことから、船体が動揺した際、船長の指がスロットルレバーから離れて急減速し、船長が船体で右足を打って負傷したものと考えられる。 本船は、本事故当時、船長の体感で約70～80km/hの速力が出ていた可能性があると考えられる。 船長は波が少し高いと感じつつも、特段、危険とは感じずに遊走していたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、高速で波を乗り越えたため、船体動揺によって船長の指がスロットルレバーから離れて急減速し、船長が船体で右足を打ったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの船長は、速力が高いほど波の影響が大きくなることに注意し、波浪中は十分速力を落として操船すること。